

「（仮称）藤沢市パートナーシップ宣誓制度」導入について

1 目的

パートナーシップ制度とは、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、2者間の自由な意思により、互いを人生のパートナーとして支えあい、協力し合うことを約束した関係であることを、行政が確認し、公的に認めるものです。

2015年に東京都渋谷区において全国で初めて導入され、2020年4月1日現在では47自治体で制度が導入されています。

本市においても、藤沢市人権施策推進指針の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアル・マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ制度導入に向けて検討を進めています。

2 県内の状況

神奈川県内においては、2020年4月1日現在6自治体（横須賀市、小田原市、横浜市、鎌倉市、相模原市、逗子市）が制度を導入し、7月からは2自治体（葉山町、川崎市）が導入予定となっています。また、県においては、2019年11月から、市町村が発行するパートナーシップ証明書により、県営住宅入居申込みが可能となりました。

3 検討手法

制度設計に際しては、先進自治体の例を参考に、制度を利用される方を第一に考えながら、制度素案を作成しました。この素案に対し、市民・事業者・学識経験者からなる「ふじさわ人権協議会」及び「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」において専門的な立場からの意見聴取をするとともに、パブリックコメントの意見集約等を踏まえ、最終案を作成します。

4 導入に向けた今後のスケジュール

令和2年4月	①制度素案に対する意見聴取（男女共同参画推進会議、庁内各課、ふじさわ人権協議会、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会、関係団体等）
	②庁内調整（各課等で実施できる行政サービスの検討）
7月	政策会議で中間報告
8月	パブリックコメントの実施
9月	市議会総務常任委員会報告（中間報告）
10月	男女共同参画推進会議で制度内容の確定
11月	政策会議、ふじさわ人権協議会、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会に報告
12月	市議会総務常任委員会報告（最終報告：制度実施について） 関係機関等へ制度の周知・啓発、制度施行に向けた準備
令和3年4月	パートナーシップ制度施行

以上

（事務担当 企画政策部人権男女共同平和課）